

東京学芸大学事務協議会規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成16年 3 月31日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

次に掲げる規則の一部について，別紙新旧対照表の左欄を，右欄のように改正する。

平成16年規則第 2 号

- (1) 東京学芸大学事務協議会規則（昭和39年規則第 4 号）
- (2) 東京学芸大学職員レクリエーション委員会規則（昭和61年規則第 5 号）
- (3) 東京学芸大学教職員福利厚生施設使用規則（平成 5 年規則第 2 号）
- (4) 東京学芸大学警務員服務規則（昭和42年規則第 4 号）
- (5) 東京学芸大学事務情報化推進規則（平成 9 年規則第 9 号）
- (6) 東京学芸大学パソコンリーダー規則（平成 11 年規則第 7 号）
- (7) 東京学芸大学公用車管理運行規則（平成 10 年規則第 2 号）
- (8) 東京学芸大学附属図書館利用規則（昭和 50 年規則第 2 号）
- (9) 東京学芸大学附属図書館文献複写規則（昭和 50 年規則第 7 号）
- (10) 東京学芸大学体育施設使用規則（平成 6 年規則第 21 号）

東京学芸大学事務情報化推進規則の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
〔省略〕 （組織） 第4条 協議会は、次の各号に定める者をもって組織する。 (1) 事務局長 (2) <u>総務部長，経理部長，学務部長及び施設部長</u> (3) <u>附属図書館事務部長</u> (4) <u>課長，室長及び事務長</u> (5) <u>その他事務局長が必要と認めた者</u> 〔省略〕 （庶務） 第12条 協議会に関する庶務は、<u>経理課</u>が処理する。 〔省略〕	〔省略〕 （組織） 第4条 協議会は、次の各号に定める者をもって組織する。 (1) 事務局長 (2) <u>部長</u> (3) <u>課長及び室長</u> (4) <u>その他事務局長が必要と認めた者</u> 〔省略〕 （庶務） 第12条 協議会に関する庶務は、<u>総務部総務課</u>が処理する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成16年4月1日から施行する。</u>